

八幡市市役所庁舎の通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八幡市市役所庁舎（以下「庁舎」という。）における通話録音装置の設置及びその運用等に関し必要な事項を定めることにより、行政サービスの質の向上を図るとともに、公正な職務の執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を自動で記録するため、庁舎に設置する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により録音し、記録された音声等をいう。

(通話録音装置の設置等)

第3条 市長は、庁舎の指定の場所に、通話録音装置を設置するものとする。

2 通話録音装置の運用時間は、原則として終日とする。

(職員等の責務)

第4条 職務上、通話記録の内容を知り得る職員等（管理業務及び保守点検業務委託に従事する者を含む。以下同じ。）は、この要綱に基づき通話録音装置の適正な管理運用に努めなければならない。

2 職員等は、通話記録から知り得た情報をみだりに第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者等の設置)

第5条 通話録音装置の適正な設置、運用及び維持管理を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、庁舎管理担当部長をもって充てる。

2 管理責任者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代理する。

3 管理責任者を補佐するために、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 管理責任者及び管理取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、通話録音装置及び通話記録を適正に管理し、運用するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第6条 管理責任者等は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57

号。以下「法」という。)及び八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年八幡市条例第2号。以下「条例」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び管理に関し必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者等は、職務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに第三者に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の取扱い)

第7条 管理責任者等は、通話記録の取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 通話記録を管理責任者が必要と認める期間保存し、当該期間を経過した場合は、上書き等の操作により消去すること。

(2) 通話記録を記録された時の状態で保存し、改変しないこと。

(3) 通話記録を複製しないこと。ただし、不当要求行為があったと認める場合等、通話記録装置の設置目的を達成するために特に必要であると管理責任者が認めた場合及び開示請求があった場合においては、この限りでない。

(4) 通話記録(当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。)を第1条に規定する目的以外に利用し、又は第三者へ提供しないこと。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 不当要求行為があったと認める場合等、管理責任者が必要と認めるときは、管理取扱者は通話記録を確認することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法及び条例の規定によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。